

令和元年度第3回江別市廃棄物減量等推進審議会議事録

日 時	令和元年11月13日(水) 14時00分～15時30分
場 所	江別市民会館 2階 21号室
出席委員	押谷会長、内海副会長、梶浦委員、河瀬委員、千葉委員、津嶋委員、塚田委員、中井委員、難波委員、藤岡委員、林倉委員、星委員(12名)
欠席委員	浅川委員
事務局	佐々木副市長、川上生活環境部長、金子生活環境部次長、白崎環境室長、阿部廃棄物対策課長、西島施設管理課長、松崎施設管理課主幹、竹田施設係長、井上庶務係長、佐藤指導係長、渡邊主査(指導担当)、中村減量推進係長、松橋主査(資源化担当)(13名)
市関係者	浦田介護保険課長、山岸障がい福祉課長、左川主査(地域支援事業担当)、河崎障がい福祉係長(4名)
アドバイザー	佐々木修司氏(野幌第一地域包括支援センター)、澤口美幸氏(札幌市北老人福祉センター)、鹿島聡美氏(一般財団法人江別市在宅福祉サービス公社)(3名)
傍聴者	4名
会議次第	1. 開会 2. 諮問 3. 議 事(議題) (1) 審議事項 ① ごみ収集日の見直しについて ② ごみ出し困難者への戸別収集について (2) 報告事項 ① ごみ処理手数料の見直しについて 4. その他 5. 閉会
配布資料	・資料1 ごみ収集日の見直しについて ・資料2 ごみ出し困難者への戸別収集について ・資料3 ごみ処理手数料の見直しについて ・第2回審議会に係る用語解説について ・アドバイザーの設置について ・令和元年度清掃事業概要

▼会議内容

【開会】

○阿部廃棄物対策課長

始めに、本日の審議会について、事前に浅川委員から所用により欠席ということでご連絡をいただいております。

本日は、全委員13名中12名にご出席いただいております。過半数を越えていることから、本会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。

また、本日は審議事項を2点用意しております。そのうち、ごみ出し困難者への戸別収集につきましては福祉的知見が求められますことから、市の介護保険課より浦田課長と左川主査、障がい福祉課からは山岸課長と河崎係長にご出席いただいているほか、アドバイザーといたしまして、介護保険関係者として澤口様、佐々木様、障がい福祉関係者として鹿島様の3名に出席いただいております。

りますのでご了解いただきたいと思います。

次に本日の資料について確認させていただきます。

机上には、次第、資料1「ごみ収集日の見直しについて」、資料2「ごみ出し困難者への戸別収集について」、資料3「ごみ処理手数料の見直しについて」をお配りしております。

また、参考資料として、前回の審議会でお話のありました用語解説とアドバイザーの設置についての資料のほか、今年度の清掃事業概要が出来上がりましたので、お手元にお配りさせていただいております。

次に廃棄物減量等推進審議会の公開につきましてご説明させていただきます。

市では、江別市情報公開条例第18条の規定により、市民の市政への参画を促進するとともに、公正で透明な市政を推進するために、審議会等は支障のない限り公開を原則としております。

この審議会でも傍聴を認めておりますことから、会議の議事概要としまして、発言内容を発言者の氏名とともに市のホームページ等で公開させていただいておりますので、ご承知いただきたいと思います。

なお、本日は4名の傍聴希望者が待機しております。これから入場していただいて、これ以降の議事を傍聴していただこうと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

(各委員了承)

○阿部廃棄物対策課長

それでは、傍聴者の方に入室させていただきます。

(傍聴者入室)

○阿部廃棄物対策課長

ただいまから、令和元年度第3回江別市廃棄物減量等推進審議会を開会させていただきます。
佐々木副市長から一言ご挨拶申し上げます。

【副市長挨拶】

○佐々木副市長

皆さんこんにちは。

本来であれば市長がこの場でご挨拶、そして諮問書の手交を行うところですが、上京中ですので、私が代わりまして手交に当たりご挨拶させていただきます。

平成27年度に一般廃棄物処理基本計画を策定しまして、これに伴ってごみの減量、それからリサイクル等々含めて、各種の清掃行政の運用をしてきました。

皆様方には特段のご理解とご協力をいただいております、心から感謝申し上げます。

本日は、先ほど司会から資料等の確認の中でありました、「ごみ収集日の見直し」、「ごみ出し困難者への戸別収集」の2点について審議会に諮問いたしまして、意見をお聞きしながら必要な対応をしていきたいと思っております。

特に、最近の「働き方改革」等々含めて、事業者の人材確保の視点からも労働環境の改善が求められています。

また、高齢化の進行に伴って、ごみ出し困難者が多く出てきており、市長との対話集会の中でも、それらに対する改善策が求められています。

そういったことから、この2点について、市としても早急に検討する必要があるということで、今回の諮問事項となっております。是非、この審議会でも色々ご意見等をいただいて、適切に対応していきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

○阿部廃棄物対策課長

それではここで、副市長から押谷会長へ諮問書の手交を行わせていただきます。

(諮問書手交)

○阿部廃棄物対策課長

副市長におかれましては、この後、別件の公務があり、これをもちまして退席させていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

(副市長退室)

○阿部廃棄物対策課長

それでは、交付された諮問書の写しにつきまして、参考までに委員の方々に配布しますので、よろしくお願ひします。

この後の議事進行につきましては、従前どおり押谷会長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

【議事】

○押谷会長

皆さんあらためましてこんにちは。これから議事を進めていきたいと思ひます。

お手元に配布している諮問内容について、念のため確認させていただきたいと思ひます。

本日付で、「江別市廃棄物の処理及び再生資源化・再利用の促進に関する条例第6条の規定に基づき、下記の事項について諮問します」ということで、諮問事項が2点あります。「ごみ収集の見直しについて」と「ごみ出し困難者への戸別収集について」ということです。

諮問理由については、記載しているとおりとなっております、審議の中でお読みいただければと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、本日の議事ですが、諮問事項の2点についてございます。そのほかに報告事項が1点ございまして、ごみ処理手数料の見直しについてということになっています。

それでは順を追って進めてまいりたいと思ひます。最初に、諮問事項の1点目の「ごみ収集日の見直しについて」ご説明をお願ひいたします。

○中村減量推進係長

廃棄物対策課の中村です。

私から「ごみ収集日の見直しについて」ご説明いたします。資料1をご覧ください。

初めに1の経過についてですが、現在、市街地区は月曜日から土曜日までの週6日収集となっており、収集業務の受託者からは労働環境の改善に向けて土曜日収集の廃止について要望があるほか、収集日が土曜日にあたる住民からもごみ出しやごみステーションの管理等の対応を踏まえ、見直しの要望があります。

また、農村地区の可燃ごみの収集は市街地と違い、週1回であることから、当該地区の自治会などから市街地同様、週2回の収集の要望があります。

このようなことから、市といたしましては、収集見直し等に関し、土曜日の収集の廃止、農村地区の収集回数の見直し、併せて効率的な収集体制の構築に向け、不燃ごみの臨時収集の廃止について早急に検討することといたしました。

次に、2の見直しの内容についてご説明いたします。

1点目に土曜日収集の廃止、2点目に燃やせないごみの臨時収集の廃止、3点目に農村地区の燃やせるごみの週2回収集を令和2年10月に実施したいと考えております。

3の土曜日に収集を行っている地域については、ごみの収集区分ごとに記載しているとおりで、可燃ごみ12地区、不燃ごみ7地区、資源物・危険ごみの8地区が見直しの対象となりますが、その他に、収集量や地域のバランス等を踏まえ、現在、受託者である江別リサイクル事業協同組合と協議・調整を行っているところであります。

4の今後のスケジュールについてであります。本年度中に当審議会から答申を受け、来年度4月から8月にかけて市民説明会を開催するとともに、7月頃にはリーフレットを配布するなど、市民への周知を行っていきたいと考えております。

説明は以上であります。

○押谷会長

ごみ収集日の見直しについて、説明いただいたとおり、3点ほど背景があり、それに基づいてこのような見直しを行うということですが、委員の皆さまから何かご質問、ご意見等はあるでしょうか。

先ほど、副市長からお話がありましたように、働き方改革や農村地域の問題などの背景もあり、市民の方々の利便性や委託業者等の労働環境の改善ということも含めてのご提案ですけれども、いかがでしょうか。

○林倉委員

諮問理由の一番上に、ごみ収集運搬受託者からの要望とありますが、私どもがそれにあたりますので、少しお話しさせていただければと思います。

私がこの仕事に従事するようになってからもう大分経つのですが、従事した当初は、江別市のごみ収集は祝日が休みでした。土曜日は収集しておりましたけれども、ごみ有料化に伴い、祝日も収集するようになりました。

だんだん祝日の数は増えているのですが、私どもは祝日も普通どおり全員出社し、作業を行っております。当然のことながら、ゴールデンウィーク、シルバーウィーク、年末の12月31日まで収集しておりますので、休みは日曜日だけという状況で、休みを取るのが難しい状況になっております。

今の若い方は、給料の高い、安いはもちろんなのですが、休みがある程度取れるかどうかということが仕事を選ぶ上での非常に大きな要因になっておまして、そういう中で、担い手を確保するということが大変苦労しているのが現状となっております。

ちなみに、この近隣の各市町村はどうかと言いますと、石狩管内で土曜日収集を行っているのは江別市、石狩市、北広島市ということになっております。道内の主な大きな街、札幌市をはじめ、旭川、小樽、帯広、北見、釧路、苫小牧、函館、室蘭は週休2日、土曜日収集は行っておりません。

特に、隣街である札幌市が週休2日ですので、江別市で募集をする際には、札幌市に相当影響を受けます。札幌市の委託収集が週休2日で、江別市は土曜日にも収集があるということになると、実際、募集をかけたときに見比べられると負けてしまうということがあります。

働き方改革ということもありますが、是非とも、今後の担い手の確保や、職員の労働環境ということも含めて、私どもとしては要望させていただいています。

しかし、それによって市民の方の利便性が損なわれることはもちろんあってはならないと思いますので、今回の場合、土曜日収集を他の曜日に振り替えることで、収集回数などは変わらず、利便性は全く損なわれないと思っております。

ただ、土曜日の収集を他の曜日に振り替えたり、あるいはそれによって不具合が出る場所を調整するため、従来と曜日や時間帯が変わります。そのため、当初は市民の方は戸惑うというか、ご不便をお掛けすることがあるかもしれませんが、基本的なサービスの回数などは変わらないような形でできるのではないかとということで、私どもの組合も考えており、今回このような計画も出されています。

是非とも、私どもは受託者の立場から要望しますし、この審議会や市民の皆さまにご理解とご協力をいただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○押谷会長

収集曜日や時間帯が変わるということで、市民の方々には少し戸惑いはあるかもしれません。サービスの低下に繋がらないような制度設計をしっかりといただくことが前提となると思います。

それでは、収集日の見直しについては了承していただくということでよろしいでしょうか。

(各委員了承)

○押谷会長

続きまして、諮問事項の2点目、「ごみ出し困難者の戸別収集について」事務局からご説明をお願いいたします。

○井上庶務係長

私から審議事項の二つ目、「ごみ出し困難者への戸別収集について」ご説明いたします。資料の2をご覧ください。

皆さまご承知のとおり、江別市では、各家庭のごみをステーションに出していただくステーション方式を採っておりますが、超高齢化への社会状況の変化に伴いまして、ステーションまでごみを運搬することが困難な方々への対策が以前から課題となっております。その対策といたしまして、ごみ出し困難者への戸別収集制度を来年の10月から実施したいと考えております。

表紙をめくっていただきまして、次のページに制度の概要を記載しております。

対象となるのが、ごみをステーションまで運ぶことが困難な市民の方々です。これは主に、要介護者の方、あるいは障がいをお持ちの方を想定しております。

仕組みといたしましては、毎週1回水曜日に市内全域からごみの集荷を行います。制度利用者は、可燃、不燃、危険、資源、これらのごみの全種類を出すことができます。ただし、それぞれは分別していただきます。

可燃、不燃ごみについては、江別市の指定ごみ袋に入れて出していただくこととなります。また、これらは建物の外に出していただくこととして、収集に行った人間がチャイムを押して、家に入って屋内から回収することは行いません。

次のページをご覧ください。こちらに申請の流れを記載しています。

本人、ケアマネジャー、相談支援専門員、民生委員、親族などの方々からの申請を受け、廃棄物対策課で実際に現地に赴き、申請世帯を訪問して本人との面接を行います。

これらの制度の利用者の方々の中には、本人の認識・理解力が弱まっていることも想定できますので、訪問の際には介護担当ケアマネジャー、相談支援専門員の方々に同行をお願いすることとします。これらの現地調査を含めた審査後、決定させていただきます。

次のページをご覧ください。次のページには、当市に先行してごみ出し困難者に向けた支援を行っている他市の基準を参考に記載しています。

事務局が現時点で考えている当市としての基準は、一番右の欄に記載しております。

上から要件1といたしまして、介護区分の要件になりますが、要介護1以上の方。要件2として障害区分の障害等級が1級若しくは2級あるいは精神障害1級あるいは知的障害Aをお持ちの方。また、要件3といたしまして特例的な場合になりますが、市長が認めるもの。これらの3つの要件のうちいずれかに該当する方を対象としたいと考えています。

また、それらに先立ちます前提条件として、表の上部に記載しております基本事項に該当する方として、他の支援を受けることが難しい、2人以上の世帯の場合には全員が要件に該当している、

それらのことを前提としたいと考えております。

制度当初の事業規模といたしましては、利用者300人程度のスタートになることを他市の状況などから想定しております。

最後のページになりますが、こちらには要支援要介護区分の具体的な状態、これに当てはまらないことも多いと思いますが、例として記載しています。

説明は以上となります。

制度の基準について、私のほうから説明させていただきましたが、介護、障がいについては当事務局は専門外ですので、実際の現場に携わっていただいている専門家の方々に、本日はアドバイザーとして出席いただいております。どのような方々が当制度を必要としているかなどについて、補足的なご説明をお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

○押谷会長

よろしいかと思えます。

今日、ご出席の3人の方にご説明をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○澤口 氏（札幌市北老人福祉センター）

現在、札幌市の北老人福祉センターに勤務しております、澤口と申します。

私は、実は去年の10月まで、20年間江別市内でヘルパーステーションの管理をしておりました。自分自身もヘルパーですので、その関係で今日お呼びいただいたのかなと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

今回のこの制度は、とてもありがたい制度だと思います。と言いますのは、要支援、要介護の方たちや在宅で暮らしている方たちには、掃除ができない関係でヘルパーが必要という方もたくさんいらっしゃいます。そういう方については、もちろんご自分で掃除ができない、ごみ出しができないということでヘルパーに依頼があるわけですが、これまではごみ収集日にヘルパーが行って、ごみ収集に間に合うように掃除をしてごみを出すと、時間帯によってはごみを出した後に掃除をして、ごみ収集日に合わせてヘルパーが行くパターンが多かったです。

先ほど、ごみ収集業者さんも人が確保できないという話がありましたが、まさにヘルパーもそうで、ヘルパーがどんどん減っています。江別市内や私どもの事業者だけでなく、ヘルパー業務に就く方がすごく減っている状態の中で、そのようなことを継続していくことは無理だと思いますので、このような制度があると、在宅で生活している色々な方も、生活に影響を及ぼすことなく過ごしていけるのかなと思えます。

その一方で、私が懸念しているのは、これまで「大変だからごみだけは捨ててあげるよ」と言っていた近所の方たちとか、ヘルパー同士でもごみ収集日に伺えないので、前日か前々日に掃除をして、ごみをまとめて玄関の中に置き、ごみ収集日にご近所の方若しくは民生委員が朝一でごみを捨ててくださる例も実際にありますので、サービスが整うことで近所との関わり合いがなくなることだけは避けていただきたいと強く思っています。

以上です。

○佐々木 氏（野幌第一地域包括支援センター）

皆さま、こんにちは。野幌第一地域包括支援センターの佐々木と申します。普段は地域包括支援センターでご高齢者の総合相談を行っています。

たまに、「ごみ屋敷になっているがどうかしてくれないか」といった相談が、ご家族やご近所から来ることもありますので、今回のごみ出し困難者の戸別収集が、ごみ屋敷になる前に食い止める策として、私どもとしてもすごく期待している制度であります。

今回の要件の中で、先ほど澤口さんのお話にもあった親族や近隣住民、地域ボランティアによる支援が受けられない場合という、この前提基準をすごく大事にしてほしいと思えます。

というのは、地域での助け合いであったり、そのような制度ができていない地域であったり、あるいはシルバー人材センターでもごみ出し支援を1回100円で行っていたりしています。

9月末現在で、11名の方が市内で利用している状況でもあるので、そのような社会資源の芽を摘まないで、そこが使える方は第一優先でやってほしいということは私も切に感じているところです。

要件のほうで、要介護の1、2とか、障がい者の1、2級というように等級がはっきりしているのは分かりやすいのですが、要件3のその他について、この部分は広げることも狭めることもできるだろうと非常に気になるところです。

実際、相談機関なので、こういうことが想定されるのではないのかなというのを市内の地域包括支援センターの皆さんから聞いたので、具体例を紹介したいと思います。

まず一つは、要件にあてはまらない要支援の1、2、身体障害も3、4級で、股関節や膝が悪い方は重いものが持てないので、そのような方が複合的な課題を抱える方として認められたら良いと思います。

次に、環境の課題で、4、5階建てでエレベーターが設置されていない団地が市内にはまだありますが、団地の4、5階に住んでいる方が、膝や腰が痛くて運べないようなときも、場合によっては認めても良いかと思います。

もう一つありまして、世帯全員が該当しなければならないという要件がありますが、今は8050問題があり、精神障がいの子どもの抱えた高齢の父母のケースも非常にごみ屋敷化しやすく、ごみが出せない状況が多くあります。

そのあたりの複合的な課題や環境の課題、家族の問題を抱える方の主張が認められることをご検討いただければ非常に助かるかと思います。

あと、身体的な理由、例えば膝や腰の手術をして、退院後2～3か月ごみが出せなくて、落ち着いたらまた出せるというような方を期間限定で認めていただけると、すごくそのような方は救われると思います。

当然、その場合はケアマネジャーがケアプランでごみを出せるようになるよう、リハビリに励むプランを作ってもらうことを前提で期間限定サービスが利用できるようなになれば良いと思いました。以上です。

○鹿島 氏（一般財団法人 江別市在宅福祉サービス公社）

皆さん、こんにちは。江別市障がい者支援センターといきいきセンター障がい者相談支援事業所で相談員をしている鹿島と申します。よろしくお願ひします。

先ほどの申請の流れの中で、ケアマネジャーと並べて相談支援専門員と書かれていましたが、メジャーになってきた介護保険のケアマネジャーと比べると、相談支援専門員という言葉を知らない方も多いかと思います。

平成24年から、障害福祉サービスのヘルパーや障がい者の方が働いている就労事業所などを利用するときの計画が必要になりました。その計画を作る人、介護保険でいうケアマネジャーの方を、障がいの分野では障がい相談支援専門員と呼んでいます。

私も、この仕事と地域包括支援センターと同様に、江別市内の障がい福祉サービスは利用しないが障がいで困っているなど、よろず相談の部分を一度に両方引き受ける場所で働いています。

ごみの問題ですが、この話をいただいたときに「助かるな」と私も思いました。今まで断っていた方たちの中で、障がいは軽度ですが、転んで骨折をし、ごみを出すことができなくなったという方もいました。

また、8050問題で言われていたように、元気な介護者がいて、障がいが重い知的障害の方がいるお宅で、介護者である母親が高齢になってきて、介護認定を受けていませんが、病気になりごみを出せなくなり、外出不可能な知的障害の方が代わりにごみを出すことはできず、その家はごみだらけになってしまったという相談を受けたことが何度かあります。

そのような制度があり、家の前まで来てくれることになると、ごみの片付けも大分楽になるかと思えます。

今まで、そのような方はシルバー人材センターにごみ出しを依頼したり、地域の民生委員に相談したり、近所の方に自分のごみを出すときに一緒に出してもらうことをお願いしたりなど、地域のネットワークを作ることを私たちのほうで探したりしていましたので、この制度ができれば良いと思えます。

要件ですが、この案では介護認定は要介護1以上、障害は障害1級、2級、精神障害1級、知的障害A判定というように比較的重い方が対象となっていますが、いきいきセンターで220人ほどの障がいを持つ方の計画を担当しており、その中で障がいが比較的重たい級になる方は、この制度ができたなら利用すると思えます。

その方たちは、この制度を使えるので良いと思ったのですが、この等級に該当しなくても、例えば難病の方の場合は、肢体不自由にならないと障害者手帳が交付されず、障害者手帳を持っていないけれど一人でごみ出しができないという方もいます。

等級は低くても、排尿障害があつて、毎日おむつを10枚ほど使う方がおり、同居している母親が毎日のごみ出しが大変で、その思いが募って虐待に繋がるような家庭や、障がいは軽いですが、一人暮らしで転んでしまい、一時的にごみが出せない方もいました。

このような方たちを、要件3の市長が認めるところでお手伝いしてもらえるのであれば助かるなと思ひながらお話を聞いていました。

以上です。

○押谷会長

どうもありがとうございました。

アドバイザーの方々に、この制度はとても歓迎すべきだというお話を伺いましたが、色々な問題点もあるかと思ひます。

折角、今日はアドバイザーの方も来ていただいているので、委員の皆様から何かご質問等をしていただきたいと思ひます。

まず、事務局に確認させていただきたいのですが、本件の資料には「申請」と書いているので、これは申請ベースで行い、申請のあったものについて審査の上、対象になるかどうかということを決定するということですか。

○井上庶務係長

その通りです。

○押谷会長

それともう一点ですが、これは先走っているかもしれませんが、毎週水曜日、週一回で燃やせるごみ、燃やせないごみ、それから資源物等々出せるということになってはいますが、この際に収集車は一台で回って行くのでしょうか。その時にどのような積み方をするのか、少しお答えいただきたいです。

○中村減量推進係長

収集体制ですが、先ほどご説明したとおり、収集曜日の見直しに関わっております。

現在、燃やせるごみは14台の収集車が月曜日から土曜日まで走っています。

土曜日収集を廃止することにより、土曜日と合わせて行うことになっている水曜日の収集がなくなるものですから、収集に余力が生じることとなります。

水曜日の燃やせるごみの収集がなくなることにより、14台が余って人員も確保できますが、現在、300人のごみ出し困難者に対して、どのくらいの台数の車両が必要かということを受託者と

協議中です。

想定しているのは、パッカー車ではなく、軽トラック、平ボディトラックで分別して積めるようにし、トラックごとに乗員2名でおおむね30軒から50軒くらいを一日で収集していただくということを想定しています。

○押谷会長

さらに私から質問しますが、先ほどもありましたように、江別市内には4階建て、5階建ての集合住宅、団地がありますが、団地の場合はなかなか手狭で、週1回、しかも全てのもの置いておく場所がどのように確保できるのかという問題もありますが、そのあたりは何か検討していますか。

○井上庶務係長

先行都市である札幌市、帯広市に実際に伺ってお話を聞いてきましたが、やはりアパートで4階、5階に限らず、3階、2階でも廊下が狭隘なところはあり、そこは苦勞しているとのこと。

本人、あるいは申請していただいた方と住宅の管理人などに協力をお願いし、階段口の広いスペースに置く、あるいは事務局でも検討中ですが、各戸の呼び鈴を押してから玄関に置いているごみを出していただくことを他市では行っています。

さらに心配なのは、ごみを廊下に置くことによって消防法に抵触する可能性もあるので、消防署に確認した結果、いつまでもごみが置かれる状態にならずに、朝やその日の一時的なものであれば大丈夫であると回答をいただいています。

いずれにしても、この制度を進める上で大きな課題となっていますので、色々な方にご相談しながら、共同住宅も対象として取り組んでいきたいと思っています。

○押谷会長

ありがとうございました。

それでは、委員の方から、今のことに重複しても良いのでご質問を受け付けたいと思いますがいかがでしょうか。

○梶浦委員

今、アドバイザーの方からお話を聞かせていただきましたが、市長が認めるというものはどのくらいの範囲で市では考えているのかお聞きしたいです。

アドバイザーの方からは、期間を限定した方も入れてほしいと聞かせていただきましたが、例えばそのような方が入るとすると、申請を出してからおおむね1か月というのが長いのではないだろうかということもありますし、だからどこまで市では市長が認めるものの範囲として考えているかをお聞きしたいと思います。

○井上庶務係長

具体的なところになりますとまだ詰めが足りない状態ですが、先ほども申しましたように、前提としては基本事項に書いてあるとおり、近隣住民の方や地域ボランティアの方々の支援を受けられない状態でなければなりません。

先ほど、アドバイザーの方のお話にもありましたが、地域の方々との繋がりを行政が切るのは良くないということで、それを踏まえてどのような場合に申請が認められるのかと言いますと、佐々木さんのお話にあった、要介護ではなく要支援であり、障害も1、2級ではなく3級以下だけのごみ出しが困難など、それらのことが複合的にある状態で、要件1あるいは2に該当するくらいに状況が劣悪になっていると総合的に考えた場合に要件3の範囲となるかと考えています。

具体例でいうと、前年には要支援1だが現時点では要支援2であるなど、悪く推移しているような中で、共同住宅の4、5階に住んでおり、居住環境的にも悪いなど、総合的に考えるとこの制度の

利用が必要である方です。

ただ、我々もこの制度を考える上で、打合せをしたり、協議をしたりする中で、気を付けなければならないことは、要件3が曖昧なものになってしまうことも避けたいです。「この人には認めて、この人には認めない」ということが発生したときに、それをはっきりと説明できないことも困るため、要件1、2でははっきりした基準によって、要件3では柔軟な判断をしたいと考えていますが、柔軟だけど曖昧にはしたくないという部分をどのようにしようかということで頭を悩ませています。

はっきりとした回答にならず申し訳ありませんが、総合的に考えて、要件1や要件2に該当するくらいに状況が悪いという方を対象としたいと考えています。

○押谷会長

ありがとうございます。今の回答でよろしいでしょうか。

○井上庶務係長

目安としては最長1か月で、始めてみないと分からないですが、2週間ほどで文書にて回答出来るような流れで行いたいと考えています。

制度開始当初はスムーズに流れないかと思いますが、おおむね2週間から3週間を目安にご本人へ回答したいと思っています。

○押谷会長

最初のうちは、かなり多くの方の申請があることが予想されますので、時間が掛かるようなことがあるかもしれませんが、なるべく早く手続きが出来るようにしていただければと思っています。

他に何かありますか。

○中井委員

申請の流れですが、最初に本人が地域包括支援センターへ相談に行く、あるいは親族から相談できるということで、ケアマネジャーや民生委員から申請できるのは分かりますが、その前の段階で、本人から地域包括支援センターに行ったり、民生委員に相談して対応いただける流れがあった方が分かりやすいし、現場で自治会などが支援している中で、なかなかそこにたどり着かないということがあります。

地域包括支援センターの役割として、是非、このあたりの相談を個々の部分で位置付けていただけたらと思うのですが。

○押谷会長

どうなのでしょう。

アドバイザーの方にお聞きしたいのですが、今の社会の中では個人情報の保護という視点があって、なかなかこちらから情報が十分に伝わっていないことがあります。中井委員のご発言は地域包括支援センターが申請するということですか。

○中井委員

そうではなくて、本人または親族が地域包括支援センターへ相談に行けるという記載があってもよいのではないかとことです。これだと、地域包括支援センターに辿り着けるとことが表示されていません。

○押谷会長

そのところは市役所の担当になると思うので、お答えいただけますでしょうか。

○左川主査(地域支援事業担当)

介護保険課で地域支援事業を担当しています、左川と申します。

地域包括支援事業担当では、委託をして地域包括支援センターの管理・運営をしています、中井委員の言うとおりに、地域包括支援センターで高齢者の総合相談を承っていますので、そのような観点からお話しいただいた部分に関してはもちろん、関係機関、民生委員等を含めて対応することは可能と考えていますが、通常、要件1の部分からお話しさせていただきますと、もう既に介護認定を受けている場合が多いと考えていますので、そのような場合については、居宅介護支援所のほうでケアマネジャーが付いている場合が多いと考えています。

地域包括支援センターにつきましても、こちらのケアマネジャーという部分の業務となっていますので、この部分で対応できるのかなと考えています。

以上でございます。

○押谷会長

他に何かありますか。

○河瀬委員

私の父はもう亡くなったのですが、以前は札幌に住んでいて、地域の子どもがごみを収集日ごとに家屋内まで取りに来てくれていました。

私の父のような場合、ごみを分別できないので、可燃ごみも不燃ごみも一つの袋に入れて出していました。それを地域の中学生や高校生が分別してくれており、地域的にしっかりしていましたが、きちんと分別していないものも収集してくれないかということが、一つ頭の中に浮かびました。

また、家屋内に入ってこないということで、玄関フードは可となっていますが、玄関フードがない場合は外に置くというかたちになってしまいます。父の場合だと、お隣の方から、父の足が悪くなったときに、「ごみを出してあげる」と言っていたのですが、カラス被害に遭ったことがあります。

それと、集合住宅の4、5階に住んでいる方が、家屋の外まで階段を下りて、1階にごみを出すということを疑問に思いました。

以上です。

○押谷会長

回答していただけるようお願いします。

○井上庶務係長

まず、分別していないごみの収集可否ですが、こちらは分別してもらわざるを得ないということになります。

お話のとおり、分別自体ができないというケースはあるかと思いますが、そのあたりはケアマネジャーや専門相談員の方々に相談していただくことになると思います。

また、「これまでどうしていたのか」ということも大事になってくると思います。お話のありましたように、地域の方が支えている場合もあります。

先ほどの話の繰り返しになりますが、「行政がサービスを開始しました」、「じゃあもう放っておいても良いよね」などと地域の方が考えてしまうような制度になると困るので、「今までどのようにされていきましたか」というように、訪問時の面談の際には注意深く聞き取るようにして、ごみの分別は地域の方に手伝ってもらうなど、「今後の集め方はこうしていきたいね」と個々に対応をとるようにしていきたいと考えています。

また、共同住宅の場合だと、3階や4階は居住する階の廊下に置いてもらうことを基本としたいと考えています。そのなかで、狭隘な廊下もあるので、どこに置くのかは現地を確認して、それぞ

れ決めたいと思います。

また、玄関フードがない場合は、本人の負担となってしまいますが、ポリバケツなどを用意してもらうなど、カラスが襲ってこないような箱状のものを設置していただいて、ごみが荒らされないように工夫をとっていただくこととなります。

○押谷会長

私もそのことについて思うことがありますが、申請する方は当然、申請を認めてほしいと思うので、現地調査の中の面接で、私は悪い人間ですから、例えできることでも「できない」と伝えると思います。

中には、申請者本人が実際とは逆のことを言う場合も考えられるので、十分に制度設計をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○津嶋委員

戸別収集に関しては、いつ頃から開始しようとしているのかという説明がなかったことと、集合住宅に関しては、4階、5階の話をしていましたが、外に廊下がある集合住宅と内側に廊下がある集合住宅では扱いが違うかと思います。これは、制度設計の中での細目になるので、頭の片隅にでも置いていただいたほうが良いかと思います。

集合住宅に関してもう一つありますが、治安上、オートロックを使っている集合住宅が増えてきているはずですが、オートロックの内側か外側にするのかということも考えなければなりません。

内側にした場合に、オートロックの解除方法について、ごみを収集する方が知らなければならぬか、若しくはオートロックの内側に誰かが居れば内側から解除できますが、そうでない場合はどうするのか考えていかなければならないと思います。

冒頭に述べましたように、この制度をいつから実施するのかということに重きが出てくるかと思いますが、不十分な状態で制度を実施したときに予想される混乱については、お話になっていることに加えて、想定外なことが多々起こりうる場合もあると思います。

制度として確立していながらも、もう一方でガイドラインのような形で、少し緩やかな「こうしませんか」というような問いかけや、「今、このようになっていますが、皆さん、もう少し何か困ったことがありましたらお話ししてくれませんか」というようなものを作った上で、制度にしていくという方法がとれるくらいの時間があるのかも考えていかなければならないので、制度の発足と言いますか、法律でいえば公布と施行のタイムラグというものは当然必要だと思うのですが、そのようなことはどのように考えているのかが議論の土台になると思います。

○押谷会長

制度はいつ頃から実施を想定されているのかということですがいかがでしょうか。

○井上庶務係長

すみません。説明不十分な部分があったかと思います。

実施につきましては、先ほど申したように令和2年10月実施を考えています。

市民の方々に周知していく時期ですが、来年の4月から周知を開始し、5月から応募を受けたいと考えています。

今、ご助言があったように、状態が不十分な上で実施した場合、混乱は避けられないことになってしまいますので、先行都市の話などを聞き、内部で協議や確認をして、十分な状態で制度を実施したいと思います。

ガイドラインのお話もいただいたように、事務局では制度を実施する上で、他の制度もそうですが、性善説と申しましうか、申請いただいたことを信じて、制度を適切に利用していただくことをお願いした上で取り組んでいきたいと思っています。具体的に、「この方は虚偽申告しているの

では」というケースが発生することがあるかもしれませんが、本人の主張を優先させていきたいと思います。

オートロックについては難しいところですが、この場合は、外で部屋番号の呼び鈴を押し、扉を開けていただいてから中に入ってごみを収集し、不在の場合は伺ったけれど収集できないということで想定しています。

以上です。

○押谷会長

オートロックを解除してごみを収集に来てもらう必要があると思います。オートロックの外に出せるということは、外のごみステーションまで運べるということになります。

色々なかたちの想定が出てくるとはと思いますが、他にはいかがでしょうか。

○難波委員

基本事項で、前半は絶対条件として、後半は下記のいずれかの要件に該当する場合、または2人以上以上の世帯の場合は世帯全員が要件に該当する場合が対象にすると明記されています。

先ほど、アドバイザーの方々から色々なお話がありましたが、その様な場合は要件3の市長が認めるものの扱いとして実施する可能性があるというように、先ほどの場合は認める、認めないという答えを出せというのではなく、今のところその様に考えて実施する可能性はあるとして良いのではないのでしょうか。

○井上庶務係長

要件3の取り扱いに関しては非常に難しいところもあると思いますが、その方にそれまで関わっていた近隣の方やケアマネジャー、あるいは専門相談員の方々に最初に相談していただいて、推薦といえますか、「この方は要件1、2の方の基準くらいに困っている。」ということを教えていただいて、そこから要件3へ適用することを今のところ想定しています。

説明不足の部分がありましたので、表をご覧ください。

表の下から2番目の収集体制という欄があります。ここで注目していただきたいのですが、北広島市以外は直営で江別市と北広島市が委託となっています。

これは、通常の収集を行政が行っているか、行政が委託している第3の機関が行っているかで、江別市の場合は委託して収集を行っています。

ごみ出し困難者の方々への支援制度も、委託している収集業者をお願いする形になりまして、相違点としては、行政が直営で行っている場合は、直接判断して「この場合にはこうしよう」という少し自由度が広い状態になります。

江別市では、ごみ出し困難者の方々のごみを集めてきてくださいという委託をすることになりますが、収集することと、例えば呼び鈴を押し、その世帯の方と話をしておみを持ってくることとはかなり仕事の内容に差があります。直営の場合はそこに踏み込むことがしやすいと思いますが、江別市では、現段階では委託することを考えていますので、そこに踏み込むことが難しく、制限が出てくることもあるということでご理解ください。

○押谷会長

ありがとうございました。

他にありませんでしょうか。

○塚田委員

私には要介護3の母がいます。確かに食事や医療の提供、ごみの問題というのはそれなりに、少し深刻になっています。

分別できないのはヘルパーさんにお任せしていますが、ごみ出しは「明日、出す日だよ」と伝えても、その日の夜に持って行くこともあるので、この提案は良いと思います。

申請の流れの中で、最終的に決定したときに本人の名前で通知書を送られてしまうと、母は大事なものを想定のないところに隠してしまうので、申請する方は多分ケアマネジャーとかが付いていると思いますので、その方をおして希望する日に通知をしていただくと助かると思います。

○押谷会長

ありがとうございます。

隠すという意味ではないと思いますが、自分で言いたくないことが出てくるだろうと思いますし、今のお話のあった点も制度設計上、いくつかの問題点があるような感じがします。

あとで総括的に話しさせていただきたいと思います。他に何かございますか。

○林倉委員

今日は折角、アドバイザーの方がいますので、先行でごみ出し困難者支援制度を設けている市をご存じであれば、そのことについていくつか伺いたいです。

先ほど、澤口さんから、おむつが一日に5個も6個も出る家庭があるという話がありましたが、それを聞いて、週1回で大丈夫なのかと思いました。

共同住宅であれば、廊下や共有スペースに出しても大丈夫なのか懸念を抱きますし、オートロックの件も先ほど出ていました。

そのような件で、現状、先行して週1回実施している市では、例えば「こういうかたちで対応しているところもありますよ」、「オートロックはこうですよ」とか「大量におむつが出る方はこういう形でやっていますよ」など、参考で教えていただける事例があればお願いしたいと思います。

○押谷会長

もし、アドバイザーの方で何かお話があれば教えていただければと思います。

○佐々木 氏（野幌第一地域包括支援センター）

又聞きで、今の質問に対応する答えではないと思いますが、札幌市では安否確認も選択制で希望してできるようなことは伺っています。

○押谷会長

私も今のことに関して話を伺いたと思います。ヘルパーの範囲というのは、例えば、ごみに関してどのあたりまで行っていただけるのか、どのあたりまで委託できるのか、それを委託したときの料金体系や、委託する場合にどのくらいの措置をとれば良いのか、そのようなことを含めてお答えいただきたいと思います。

○澤口 氏（札幌市北老人福祉センター）

ヘルパーも業務としてごみ出しだけを行うことはできません。ごみ出しはあくまでも掃除の一環です。

ヘルパーは時間を細切れにして活動することはできず、生活援助であれば45分、要支援1及び2の利用者を対象とした介護予防・日常生活支援総合事業のサービスでは45分未満などがあるようですが、大体はプランのなかで、何がこの方に必要かということをも本人や家族、ケアマネジャーやヘルパーステーションなどと話をし、ごみ出しと掃除が必要となったときに、どこの範囲を行うかによって、何分くらい時間が必要かという考え方をします。ごみ出しを行うだけで伺うことは出来ません。

あくまでも、ケアプランに沿ってヘルパーは仕事をするので、どのように頼むかということ、ケア

マネジャーに困っている内容を相談し、行うのはヘルパーなのか、第三者であるボランティアや近隣の方ができないのかを考えます。

生活援助で申しますと、ヘルパーは最後の手段となり、簡単に「お願いします」という手段ではないので、誰も行うことができなくなったときにヘルパーにお願いするという順序になっています。

先ほど、塚田委員のお母様の自宅ではヘルパーさんが分別をしているとお話を伺いましたが、その分別に関しても、単純にヘルパーが分別をする場合と、その方の自立支援のためにヘルパーと一緒に分別を行っていく身体介護もありますので、一概にお伝えすることがなかなか難しいかと思えます。

プランとサービスのごみに関してはそのような形になっています。

○押谷会長

恐らく、非常に難しい問題をいくつか抱えていると思います。

本来は、例えばごみ出しや分別は自分で行うことですが、それができない場合はお隣や近所の方々の共助という形になって、それができない場合にヘルパーにお願いし、それもできない場合に初めて今回ご提案にあるように市役所で対応していくという形になってくると思います。

そのような意味では、制度設計を固めすぎると色々と問題も出てくると思います。

非常に難しい問題も出てきますが、先ほど津嶋委員からガイドラインというお話がありましたが、申請の流れなどを整理した方がより分かりやすいと思います。

そのあたりも、最後にまとめて皆さんのご意見を伺いたいと思っておりますが、他に何かお聞きになりたいことはありますでしょうか。

○中村減量推進係長

先ほど、林倉委員から、おむつが大量に出て、実際に受託する方が収集に行き困るのではというお話がありましたが、申請時の面談で、あらかじめ出す場所と、どのようなごみがどのくらい出るかということ聞き取り、ケアマネジャーや相談員の方と相談しながら把握し、それを基に受託者にもごみの排出量などを報告したいと考えています。

○押谷会長

それでは、ご意見があれば伺うことにして、時間も大分経過してきましたので、まとめをしていただきながら進め方を議論していただければと思います。

最初に、本件の諮問を受けており、ごみ出し困難者への戸別収集について、これについては様々なご意見やご質問等があるところですが、基本的にはこのような制度を導入することについて反対あるいは賛成ということを考えておくべきだと思います。

その中で、反対ということであれば理由や背景を説明していただくことが必要だと思いますが、出席していただいている方々の中では、本制度について、細かな制度設計上の問題はあるにせよ、言葉は難しいのですが、賛成ということでもよろしいでしょうか。

(各委員了承)

○押谷会長

諮問を受けている事項については、現時点では了解ということにさせていただきたいと思えます。

ただ、先ほどからいくつかありますように、例えば介護保険課や障がい福祉課など、市役所の中には色々な部署がありますので、どの課が主管するのかをきちんと決めていただいて、市役所のワンストップサービスをしていくことが大事だと思います。

また、申請の段階では誰がどのように申請するのか、申請をした上で面談をして、周辺状況の確認を行い、場合によっては地域包括支援センターなどの照会や、近所の方々のヒアリングなども必

要だと思えますし、そういう流れの在り方を検討した方が良いかと思えます。

本日のご意見なども含めて、本件については了承ということで答申に臨んでいきたいと思えますが、答申案を作成する段階で反対はないとは言えませんので、そのときは議論いただくこととして、申請、審査、決定に当たって留意すべき事項を一度整理していただきたいと思えます。

本日は、アドバイザーの方に出席していただいて、貴重な意見をいただきましてありがとうございました。

今後は、もう少し詰めてから、しっかりと示していただいた上で、審議会で答申をまとめていく方向にしたいと思えます。

内海副会長、何かご意見はありますか。

○内海副会長

大変良い案なので、是非、進めていただきたいと思えます。

新しいことを行うわけですから、紆余曲折があるかもしれませんが、前向きな姿勢で少しずつ改善していき、住民の皆さんにとってよい結果となればよろしいかなと感じました。

ただ、中身を見ていますと、推定で300件ということになっていますが、先ほどの回答で、一日30件から40件収集すると言っていましたので、そうしますと10台くらい収集車が必要かと思えます。あまり働く方のためになっていないのかと思えます。

4階、5階の収集の問題で苦勞されれば、予定の件数が収集できないといった懸念が若干あるようなので、なるべくスムーズに進められるように検討していただければと思えます。

以上です。

○押谷会長

副会長からも強くプッシュするとの意見も参考に進めていきたいと思えます。

後程、次回の審議会の日程について事務局から案内がありますが、本日議論したことを私と事務局に預けていただき、もう少し具体的な在り方についての案を出せるように考えて、先ほど、井上係長からも説明がありましたように、大枠でガイドラインやフローを事務局で考えていただくこととして、今日の審議はこれにて閉会したいと思えます。

最後になりますが、何か質問や意見はありますか。

アドバイザーの方々からも、急な話で申し訳ありませんが、ご自身の経験から、ごみ出し困難者への支援制度を導入したときに、注意すべき点のようなものがあれば一言ずついただければ幸いです。

○鹿島 氏（一般財団法人 江別市在宅福祉サービス公社）

私の義理の母も札幌に住んでいて、札幌市は以前から戸別収集を行っており、江別市にもあったら良いなと思っていたので良かったと思えます。

札幌市の場合は、ごみ袋が2袋までと決められていますが、家庭ごみは一週間で必ず2袋しか出ないということではないので、日によってごみ袋が出る量が増えた場合も収集してくれて、意外と柔軟に対応してくれているので、江別市でも、形は決まっても柔軟に対応してくれるようになれば助かる方も増えるかと思えます。よろしくお願ひします。

○佐々木 氏（野幌第一地域包括支援センター）

先ほど、支援制度の決定通知について塚田委員から意見がありましたが、介護保険の申請時にも、通知の送り先を事前に記入する方法をとっていますので、直接送られて困るような場合に理由を申請書に記入すれば回避できるとお話を聞いて思いました。

介護保険の申請方法を参考にいただければと思えます。

○澤口 氏（札幌市北老人福祉センター）

私も札幌の話になりますが、札幌市のごみ収集の場合、希望の方には安否確認を行うようになっていきます。先ほど、市役所の方から説明がありましたが、札幌市は直営収集で江別市は委託収集であるので、「なかなかそこまでは」というお話で私は納得しました。

それともう一つ、要介護1の方、どちらかというとも身体障害というよりも認知症を抱える方がどんどん増えています。そういう中で、中途半端な声掛けがマイナスに作用することもありますし、業者の方からしても、声掛けはしたけれど制度利用者の話が止まらなくなり、帰れない状態になる可能性もあります。そこは、関わる者としては声掛け、安否確認をしていただければありがたいと思う一方で、そう簡単にはいかないということも理解しなければならないということも感じました。以上です。

○押谷会長

貴重なお話、ありがとうございました。

安否確認ということも重要な要素になってくると思います。

私の経験なのですが、安否確認をしても返答がないので、警察官立ち合いで住宅内に入ったところ住民が亡くなっており、安否確認をした方に心理的に影響したと聞いたこともあり、なかなか難しい問題も抱えてくると思います。安否確認もどのような方法でできるのかといった制度設計も必要と感じました。

今日のところはここで終わらせていただいて、次回の審議会にどのような形で提案が出されるのか、お待ちいただき、私と副会長、事務局で検討していきたいと思っておりますのでご了解いただけますか。

（各委員了承）

○押谷会長

どうもありがとうございました。

それでは、報告事項「ごみ処理手数料の見直しについて」ご説明をお願いいたします。

○中村減量推進係長

私から、ごみ処理手数料の見直しについてご説明いたします。資料3をご覧ください。

始めに、1の概要についてですが、ごみ処理手数料の見直しにつきましては、家庭系ごみは処理原価の三分の一の負担、事業系ごみについては、近隣市のごみ手数料を勘案して約4割負担とし、平成16年10月に見直したところです。

また、見直しに当たっては、ごみの排出抑制や排出量に応じた公平な費用負担の観点から、一般廃棄物処理基本計画の施策として検討してきたところであり、現計画においては江別市全体の手数料見直しの中で検討することとしていることから、本年度指定ごみ袋を除くごみ処理手数料の見直しについて検討するものであります。

次に、2の手数料算定結果ですが、表の網掛けの部分が検討対象となるごみ処理手数料です。

家庭系直接搬入手数料は10kg当たり150円で167%の増、事業系直接搬入手数料は10kg当たり200円で現在から128%の増、し尿処理手数料は20ℓ当たり120円で133%の増、浄化槽では20ℓ当たり80円で114%の増となります。

次に、資料3の石狩管内の状況については記載のとおりですが、恵庭市では2020年に大幅な値上げを予定しています。

最後に、排出抑制の観点から排出状況を記載しています。

説明は以上です。

○押谷会長

報告事項ですが、ご了解していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(委員一同了承)

○押谷会長

それでは、以上で審議事項や今日諮問いただいた意見は、現時点ではおおむね了解していただいた上で、もう一度審議会を開催させていただき、再度、ご意見をいただきたいと思います。

以上で、今日のいただいている議題は終わりにしたいと思いますが、全体を通して委員の方から意見、質問はありますか。

それでは、再度、事務局にお返ししますのでよろしくお願ひします。

○阿部廃棄物対策課長

長時間、ありがとうございました。

次回の審議会についてですが、タイトなスケジュールになりますが、12月11日(水)15時30分からを予定しています。詳細については、後日、改めてお知らせしますので、皆さん、日程調整をお願いしたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

皆さまから何もないとのことですので、以上をもちまして、今回の審議会を終了させていただきます。本日は皆さん、ご多用の中、誠にありがとうございました。

【閉会】